

あきる野市教育委員会 10月定例会会議録

- 1 開催日 令和6年10月25日(火)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時19分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
 日程第 1 議案第16号 あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 2 議案第17号 給食納付金の改定に係る諮問について
 日程第 3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
 教 育 長 丹 治 充
 教育長職務代理者 小 西 フミ子
 委 員 坂 谷 充 孝
 委 員 岡 部 秀 敏
 委 員 田 島 弘 之
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
 教 育 部 長 鈴 木 将 裕
 指 導 担 当 部 長 三 品 孝 之
 生涯学習担当部長 遠 藤 文 寛
 教育総務課長 木 村 紋 子
 教育施設担当課長 岩 崎 徹
 学校給食センター建設準備担当課長 和 田 達 也
 学 校 給 食 課 長 田 倉 崇 史
 指 導 担 当 課 長 佐 藤 宗 一 郎
 生涯学習推進課長 石 川 尚 昭
 スポーツ推進課長 一 瀬 秀 和
 図 書 館 長 山 根 悟
 指 導 主 事 宇 佐 美 拓 郎
 指 導 主 事 近 藤 壮 一 郎
- 9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

定刻の時間となりましたので、ただいまからあきる野市教育委員会 10 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員については、小西委員と田島委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 16 号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、議案第 16 号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由ですが、令和 7 年 1 月から市立小・中学校児童・生徒の学校給食費の無償化を実施するに当たり、給食納付金を当分の間、徴収しない特例措置を講じるため、条例を改正する必要性が生じたので委員会の承認を求めるものでございます。

次に、改正内容になります。給食納付金は条例の規定に基づき、児童生徒の保護者が納入しておりますが、改めて市長が学校給食費を保護者から徴収する旨を規定するとともに、学校給食費の無償化を実施することから、当分の間、保護者から給食納付金を徴収しないとする特例規定を附則として設けます。

なお、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助のうち給食納付金に関する給付に相当する部分に係る給食納付金は除くものといたします。

施行日につきましては、令和 7 年 1 月 1 日となります。

また、経過措置といたしまして、令和 7 年 1 月以後の月分、給食納付金について適用する旨を規定いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか、よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1 議案第 16 号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第16号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第17号給食納付金の改定に係る諮問についてを上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、議案第17号給食納付金の改定に係る諮問について説明いたします。

提案理由ですが、給食納付金の改定について、あきる野市学校給食センター運営協議会に諮問するため、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第12号の規定に基づき、委員会の承認を求めます。

諮問の内容になります。初めに、1、月額です。小学校低学年の月額を4,000円から4,600円に、そして1年生の4月分のみ月額を2,400円から2,740円に改定します。また、小学校中学年の月額を4,250円から4,887円に、高学年の月額を4,500円から5,174円に、中学校の月額を4,800円から5,520円に改定いたします。

次に、2、1食当たり単価です。1食当たり単価につきましては、給食納付金の日割り算定に使用する単価となります。小学校低学年を274円、中学年を291円、高学年を308円、中学校は338円と定めます。

3の改定日につきましては、令和7年4月1日となります。

なお、詳細につきましては、学校給食課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（田倉崇史君）

それでは、ご説明させていただきます。お手元にご置きます給食納付金（給食費）の改定についての資料についてご覧いただきたいと思います。

初めに、1、経緯です。現在の給食納付金（以下、給食費という。）は、平成29年度の学校給食費食材の価格上昇に伴い改定した以降、令和3年度までは給食費で給食食材が賄えておりました。しかし、令和4年度以降、物価高騰の影響により給食費の不足が生じ、これにつきましては、給食費の増額改定を行わず公費負担により対応しておりました。このような状況を是正するため、物価高騰を反映した給食費の改定を提案するものでございます。

次に、2、改定額（案）です。小学校低学年、中学年、高学年、中学校の4種類の区分ごとに給食費の現行と改定後の額、そして、その差額を規定してございます。また、改定額（案）の改定率につきましては、現行から15%の増加としております。

次に、3、改定額（案）の算出です。（1）、改定月額につきましては、現行月額に物価上昇率を乗じた額としております。

また、（2）、一食当たり単価につきましては、改定月額に8月の夏休みを除いた11月を乗じまして、年間額を算出し、年間実施回数を除した額としております。

次に、（3）、物価上昇率（改定率）です。物価上昇率は、115%としてございます。この数値は、令和3年度の給食食材費平均一食当たり単価である264円と令和3年度から令和5年度までの給食食材費平均一食当たり単価等により算出した令和7年度の給食食材費平均一食当たり単価の見込額303円との割合としております。

以上で給食納付金の改定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはありますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

参考に教えていただければと思うのですが、主食の米、パンと、それから、副菜の野菜とで、その辺の上昇率などは何か変化がありますか。今一律15%の上昇となっていますけれども、もし、その辺つかんでおられましたら、教えていただければと思います。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（田倉崇史君）

物価上昇率につきましては、消費者物価指数、東京都区部でございます令和3年度を100とした形で試算してございます。お米類に関しては3年度比で116%、ですから、16%増になってございます。生鮮食品類、お魚に関しては2割6分ぐらい上昇してございます。お肉に関しては1割程度、野菜類に関しては17%程度の上昇となっております。なお、牛乳に関していいますと、令和3年度、令和6年度比になるんですが、18%ぐらいの上昇になってございます。

以上でございます。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかありますでしょうか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ほかに質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第17号給食納付金の改定に係る諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第17号給食納付金の改定に係る諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入りたいと思います。

それでは、私のほうから報告させていただきます。報告書に書いてある中から抜粋してお話しいたしますが、10月7日にH. Uグループの株式会社エスアールエルの取締役検査統括センター長の靄巻氏から、小学生向けの「うんこドリル 体のふしぎ」という教育冊子を寄贈していただきました。この冊子につきましては、今後、理科教育、あるいは保健体育教育、そして家庭科教育などの教科学習に活用していく予定でございます。

2点目は、ごみ問題啓発ポスター審査会がありました。今年度のテーマは、生ごみは水分を切ってから捨てよう。2つ目が、食べ残し、食べ物を捨てるのはもったいない。それから、3つ目が使い捨てをやめて、長く大事に使おう。そして、4点目は、ポイ捨てせず、家で分別して捨てようの4テーマで作品が描かれておりました。表彰式は11月10日曜日、午前10時から産業祭のメインステージで行う予定でございます。

私のほうは、以上2点報告させていただきました。

ほかの教育委員さんから、報告等はございますでしょうか。

それでは、小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

五日市小学校開校150周年記念の祝賀会でのことです。学校が地域から大事にされているというのを、身を持って実感しました。実行委員会の方が、昔から吃音があったりしても、周りが助けてくれたりしたけど、今は全然そういった状況じゃない。その中でもPTAの会長をやってみたり、いろいろな役をして、今度は同窓会の役員も、その方しかいないみたいな形で進められていて、その人柄についてとても感動しました。この方は本当に地域のため、学校のため、そして、今、自分の息子さんもいらっしゃるっておっしゃっていて、何年も続く同窓会についても、本当にやらせていただきますという姿勢で、その人間性を本当に目の当たりに感じまして、ちょっと感動してしまいました。ああいった方がいてくれるから、学校が大事にされているのだなと思いお話ししました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございます。

ほかの教育委員の方、何かありましたら。

よろしいですか。

田島委員。

委員（田島弘之君）

先月から今月にかけて6校ほど学校訪問させていただいた中で、各学校の校長先生、副校長先生、それから学校の教職員一丸となって児童・生徒の教育に取り組んでいただいているのがよく伝わってきました。本当に1年に1回の訪問ではありますけれども、大変こちらとしても有意義な時間となりました。また、いつでも学校へ伺いたいと思う次第であります。

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。そのほかありませんか。

ただいま何点か報告をいただきましたが、質問等ございませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問等がないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

まず初めに、10月29日火曜日、五日市中学校の学校訪問を予定しております。

10月30日水曜日、東京都市町村教育委員会連合会ブロック別研修会が青梅市で開催されます。

11月1日金曜日、多西小学校開校150周年記念式典が開催されます。

11月13日水曜日、東京都市教育長会定例会が東京自治会館にて開催されます。

11月15日金曜日、西秋留小学校開校150周年記念式典が開催されます。

11月18日月曜日、同じく西秋留小学校の学校訪問となります。

最後に、次回11月の定例会でございますが、11月20日水曜日、午後2時から、ここ505会議室で開催いたします。

私からの案内は以上となります。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

それでは、ここで質問等なければ。ありませんか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会10月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時19分